

登山・クライミング・ハイキング・トレッキング スキー スノーボード MTB など
レジャーと日常生活の万一の賠償事故に備えて

日本勤労者山岳連盟 会員の皆様へ

第三者に対する賠償責任に備えるための……

労山・個人賠償責任プラン

フルガード保険特約付帯普通傷害保険のご案内

死亡・後遺障害保険金額 75.5万円 & 賠償責任保険金額: 1億円

年間保険料: 2,400円

保険期間: 平成24年6月1日午後4時より平成25年6月1日午後4時までの1年間となります。

▶ 申込の締切: 初回平成24年5月20日までに申込したもの それ以後は各月20日(中途加入扱い)となります。
本年度の最終締切は、平成25年1月20日です。最終締切以降は、平成25年6月1日始期契約への申込受付となります

ご加入内容に関する大切なお知らせ*現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく傷害保険につきまして、下記の変更があります。

⇒加入依頼書に、職業職務の内容を正確にご記入いただくようになりました。(従来;職種級別A・Bを記入)

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店セブンエーまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先: 取扱代理店: (有)セブンエー 受付時間: 平日: 10時~18時

〒193-0832 八王子市散田町3-11-11 関谷ビル105

JR中央線西八王子駅南口徒歩5分

TEL: 042-669-5330 FAX: 042-669-5331

Mail: info@e7a.jp

団体割引15%適用!

保険料が割安です

*被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数により保険金額が変更になることがあります

お問い合わせ先: 保険会社: 東京海上日動火災保険(株) 八王子支社

〒192-0081 東京都八王子市横山町1-6 8F: TEL: 0426-44-7311

ご注意: 本プランは、労山会員専用です。一般個人の方はご加入できません。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株)

2012年2月作成 T-11-09194

▶ 個人賠償責任プランは、

山 思いがけないトラブルから、自身と家族を守るために 国内における山だけでなく日常での賠償事故にも備えます。
& 日常生活をカバーします。賠償責任は、山を含む日常生活において、偶然の事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えるなど、第三者に損害を与えてしまい、治療費や修理費など(を請求され)法律上の賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

家族 も対象になります。*賠償責任の被保険者はご本人のほか、配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子 となります。(ご注意:死亡・後遺障害は被保険者(保険の対象となる方)ご本人のみ対象です。)

訴訟 費用などもお支払いできることがあります。お支払い対象となる事故により、賠償を求められる裁判を起こされた場合、裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用もお支払いできることがあります(ただし、事前に保険会社の同意が必要です。)保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については 5 頁の「補償のあらまし」をご覧ください。

第三者に対する法律上の賠償責任に備える・・・ 労山の個人賠償責任プラン

普通傷害保険の死亡・後遺障害に個人賠償責任をセットしたプランです

このプランは、日本勤労者山岳連盟を保険契約者とする団体契約です。

本人として加入できる方は、労山会員に限定されております。ご注意ください。(手続きは会の担当を通じて行われます。)

対象となる山やアウトドアや日常生活の上での事故には、スキーで他人をケガさせた、自転車運転中お店に突っ込んで損害を与えた、自宅のベランダからものを落とし通行人にケガをさせた、などの事故などが含まれます。クライミングのピレミスに 4300 万円、スキーの上から滑ってきた者に 150 万円、などスポーツによる賠償事故の判例もでてきております。

保険期間:平成 24 年 6 月 1 日午後 4 時より平成 25 年 6 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

初回締め切りは平成 24 年 5 月 25 日 加入依頼書必着 以後中途加入扱いとなります。

	死亡・後遺障害保険金額	個人賠償責任保険金額	年間保険料
	75.5 万円 (職種級別 A) (職種級別 B の方:65.5 万円)	1 億円 (免責金額 0 円)	
労山会員 (会担当を通じての手続きのみ)	加入者本人のみカバー※1 (65.5 万円)は職種級別 B に該当する方の死亡・後遺障害保険金額です。 山岳登はん含む *「山岳登はん」とはピッケル・アイゼン・ザイルなどを使用する登山をいいます。ただしこの保険では、エベレスト・K2・マナスルなど危険度の高い山を除きます。	*個人賠償責任の被保険者(保険の対象となる方)はご本人のほか、配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子 となります。親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴が無いことをいいます。また、上記の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	¥ 2,400-
	※1:日本国内外を問わず、就業中を含む日常生活において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。	日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 ※ゴルフ・カート搭乗中の賠償責任担保特約が自動的にセットされます	

:保険料は被保険者(ご本人)数が 20 人以上 500 人未満の場合です。被保険者(ご本人)が 20 人未満の場合、保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承下さいませ、お願い申し上げます。

職種級別 B 「級別 B に該当する職種」(農林業作業、漁業作業、自動車運転者、採鉱、採石作業、建設作業、木・竹・草・つる製品製造業者)に該当する方の死亡・後遺障害保険金額が 65.5 万円になります。

職種級別 B に該当しない方(事務職等)は、職種級別 A となります。

必ず加入依頼書に職業・職務・職種級別をご記入下さい。

賠償責任はこんな時にお役に立ちます。

*訴訟にいらなくても、法律上の賠償責任が明白な場合

▶ 例えば・・・

1. 電車内で、アイゼン/ピッケルカバーが外れ他の乗客を傷つけてしまった。
2. 冬のテント場で、他人のテントの外張りをアイゼンで踏み裂いてしまった。
3. スキーを車から降ろす際、凍結した地面にすべり、とりに駐車中の車をそのスキーのエッジで傷つけてしまった。
4. 自転車走行中に、携帯電話がなり、気を取られた瞬間に歩行者に突っ込み、ケガをさせてしまった。

日本国内外において、上記のような偶然の事故がおき、法律上の賠償責任を負われた場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に対する損害賠償金をお支払いします。

法律上の賠償責任が訴訟などで争われる場合

事故により賠償金などを求める民事裁判を起こされた場合は、裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用(保険会社の同意が必要)等もお支払いできることがあります。

この保険で主にお支払するのは・・・

▶ 被害者に支払う損害賠償金

ケガをした人や物を壊された人に支払う治療費、修理費など

▶ 裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用等もお支払いできることがあります。

保険会社が同意した訴訟に要した裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用

お支払いする保険金の額

被保険者が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額、および被保険者の過失割合等によって決まります。なお、被保険者が法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象外となりますので、ご注意下さい。

保険金をお支払いしない主な場合は：

- ▶ 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- ▶ 自動車、船舶、航空機および銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ▶ 保険契約者または被保険者の故意
- ▶ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ▶ 心神喪失(泥酔など)に起因する損害賠償責任
- ▶ 同居の親族に対する損害賠償責任 など

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については 5 頁の「補償のあらまし」をご覧ください。

フルガードについてご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項と なります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(保険の対象となる方)ご本人のお仕事の内容

●他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

(*)保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属についても併せてご確認いただけますようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③保険金請求忘れのご確認について

継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は H22 年 6 月 1 日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご加入内容を変更されている場合

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管

加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。

また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)

・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(ご本人)のお仕事の内容(＊)

(＊)普通傷害保険においては、下記のお仕事に変更となる場合には、弊社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

③ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

中途加入保険料表

入金期限	加入依頼書到着期限 締切	補償開始日	補償期間	保険料
5/20	5/25	6/1	1年	¥2,400
6/20	6/25	7/1	11ヶ月	¥2,200
7/20	7/25	8/1	10ヶ月	¥2,000
8/20	8/25	9/1	9ヶ月	¥1,800
9/20	9/25	10/1	8ヶ月	¥1,600
10/20	10/25	11/1	7ヶ月	¥1,400
11/20	11/25	12/1	6ヶ月	¥1,200
12/20	12/20*	1/1	5ヶ月	¥1,000
1/20	1/25	2/1	4ヶ月	¥800

*: 年末年始の為、他の月より締切期限が早めになっております

*注意: 1/26以降は本年度分(H25/6/1まで)の受付はできません。

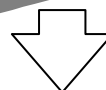
お手続きの方法: 加盟団体担当者さまへ

1. 加入依頼書の作成

- 手書き(送付される昨年加入者名簿参照)で作成下さい

加入依頼書 記入必須事項:

- 団体及び担当者に関して
加盟団体番号&団体名、担当者名(フリガナ)、
担当者〒 住所 TEL FAX e-mail
自署署名または押印
- 各加入者に関して:
氏名&氏名フリガナ&年齢&生年月日&告知欄
職業 職務(職種級別) 他の保険契約等



2. 保険料のお振替 5月20日まで

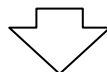
郵便振替:00100-5-592378「労山賠償保険センター」

- *注意: 遭対基金口座とは異なります。

*記入事項: 郵便局備付の郵便振替用紙に、加入依頼書送付日&送付方法、団体番号、団体名 &ご連絡先を明記の上お振替ください。汎用(郵便局備付)郵便振替用紙の利用も可能です。

3. 加入依頼書の送付: 締め切り: 5月25日まで

- 1で作成した加入依頼書にお振替日を記入してセブンエー宛てに送付ください。
- 送付先:(有)セブンエー(下記↓参照)



以上で手続き完了です。

6月下旬以降: 保険証券番号&加入者番号が確定し次第、各加盟団体ご担当者のもとに保険加入手続き完了者のリストを作成し、発送いたします。また全員分の加入者証兼事故報告書もあわせて作成送付します。

送付先: 〒193-0832
東京都八王子市散田町 3-11-11 関谷ビル 105
(有)セブンエー 労山賠償係 行
TEL:042-669-5330 FAX:042-669-5331

中途加入: 締切後の扱い および、途中加入
- 保険料は月割計算です。

随時受付可能ですが、申込時期により保険料が異なります。左記手続き方法で加入依頼書送付による申し込みをしてください

- 当月20日までに入金確認、25日までに加入依頼書受領が出来たものを翌月1日補償開始(ただし終わりは平成25年6月1日です。)とさせていただきます。

フルガード保険特約付帯普通傷害

保険被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

～『補償のあらまし』～			
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
(国内 外 担 保)	死亡 保 険 金	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合は除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(*) ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ 注意;引受保険会社所定の運動割増保険料を含んでいるため、山岳登山(エベレスト、K2、マナスル等危険度の高い山を除く)を含む各種山岳活動中の事故も補償の対象とします。ただしスカイダイビング・ボブスレー等上記の危険な運動中には、支払いできません。注意下さい ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの等 (*)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。 なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
	後遺 障 害 保 険 金	<p>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～10%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
(国内 外 担 保)	<p>日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●ゴルフ・カート搭乗中の賠償責任担保特約が自動的にセットされます。</p>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用、緊急措置に必要な費用等もお支払できることがあります。 (注1)損害賠償責任の一部または全部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(*1) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●受託品に関する損害賠償責任 ●心神喪失中(泥酔中など)の損害賠償責任 ●自動車(ゴルフカートを除きます*2)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用などに起因する損害賠償責任 等 (*1)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 (*2)ただし、ゴルフ場のゴルフカート自体の損壊などに対する損害賠償責任については保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>

本契約には、「死亡保険金および後遺障害保険金のみ支払特約」がセットされております。

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

このパンフレットはフルガード保険特約付帯普通傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

事故の際には:●専用事故受付用紙をお送りしております。事故状況、被害状況などを記入の上、ご連絡下さい。

・事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

・保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

・ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

・賠償責任事故について、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

賠償責任についてのご注意: ●この保険は、あくまでも被保険者(保険の対象となる方)が日本国内外において万が一、偶発的な事故を起こし、法律上の賠償責任を負った場合に備えるためのもので、被保険者(保険の対象となる方)の法律上の賠償責任をカバーするためのものです。また対象は偶発的な事故です。そして支払基準は法律上の賠償責任の有無です。偶発的な事故でも法律上の賠償責任がないと思われるケース(事故の主な原因が自然現象、また山岳スポーツ固有の危険の場合など)ではお支払いができません。

●職業上の賠償責任、自動車など運転中の賠償責任は対象外です。

死亡・後遺障害についてのご注意: ●被保険者本人のみ対象です。●交通事故などの日常生活での急激かつ偶発的な外来の事故による死亡・後遺障害も対象となります。

この保険契約は、日本勤労者山岳連盟を保険契約者とする団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本勤労者山岳連盟が有します。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

ご加入に際しては、皆様に下記をご確認および同意していただく必要があります。

ご確認および同意していただくこと;

1. 加入依頼者、加入者が労山の会員であることを確認します。
(ア) 加盟団体所属者は必ず、団体番号と加盟団体名称をご記入いただきます。
2. ご加入時の確認事項への同意
(ア) 加入依頼者は下記欄記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について被保険者全員の同意を確認の上、同意いたします

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- ※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

切り取って封筒に貼ることも出来ます

〒193-0832

東京都八王子市散田町

3-11-11 関谷ビル 105

(有)セブンエー

労山賠償係 行き

各団体ご担当者様へ: 下記もれなくご記入の上、送付下さい

[ご加入に際して]

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である企業または団体の構成員であること
- ②重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

加入依頼日: 年 月 日

加盟団体番号: 加盟団体名:

担当ふりがな者(加入依頼者)

私は、「ご加入に際して」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

: 自署又は押印 印

(加入者リスト等の送付先となります)

➡加入者住所(=書類送付先となります):

〒

➡TEL:

➡FAX:

➡携帯:

➡e-mail:

@

➡平日 10-18 時のご連絡先と方法について:

! ★「他の保険契約等」または☆「職業・職務」は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆「職業・職務」に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡が無い場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(*)他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には、加入依頼書の☆「他の保険契約等」に○をし、裏面に詳細をご記入ください

N O	氏名 & フリガナ(必須)	必須 生年月日: 性別	必須 年齢	住宅の所在地 加入依頼者住所と異なる場合のみご記入ください。	★他の 保険契 約等(*)
加入者 (被保険者)	ⓔ	S / H / 19 年 月 日 性別 : 男/女	歳		あり
		必須 下記☆職業・職務の内容 ↓○印で選択またはその他にご記入ください。 ☆ 事務従事者・サービス業・販売・技術者・医療・教員・主婦・退職者・学生・その他下記以外() ➡ 職種級別 A 自動車運転手・建設作業員・農林業作業員・漁業作業員・採鉱砕石作業員・木/竹/つる製品製造作業員 ➡ 職種級別 B			
加入者 (被保険者)	ⓔ	S / H / 19 年 月 日 性別 : 男/女	歳		あり
		必須 下記★職業・職務の内容 ↓○印で選択またはその他にご記入ください。 ☆ 事務従事者・サービス業・販売・技術者・医療・教員・主婦・退職者・学生・その他下記以外() ➡ 職種級別 A 自動車運転手・建設作業員・農林業作業員・漁業作業員・採鉱砕石作業員・木/竹/つる製品製造作業員 ➡ 職種級別 B			
加入者 (被保険者)	ⓔ	S / H / 19 年 月 日 性別 : 男/女	歳		あり
		必須 下記★職業・職務の内容 ↓○印で選択またはその他にご記入ください。 ☆ 事務従事者・サービス業・販売・技術者・医療・教員・主婦・退職者・学生・その他下記以外() ➡ 職種級別 A 自動車運転手・建設作業員・農林業作業員・漁業作業員・採鉱砕石作業員・木/竹/つる製品製造作業員 ➡ 職種級別 B			
加入者 (被保険者)	ⓔ	S / H / 19 年 月 日 性別 : 男/女	歳		あり
		必須 下記★職業・職務の内容 ↓○印で選択またはその他にご記入ください。 ☆ 事務従事者・サービス業・販売・技術者・医療・教員・主婦・退職者・学生・その他下記以外() ➡ 職種級別 A 自動車運転手・建設作業員・農林業作業員・漁業作業員・採鉱砕石作業員・木/竹/つる製品製造作業員 ➡ 職種級別 B			
加入者 (被保険者)	ⓔ	S / H / 19 年 月 日 性別 : 男/女	歳		あり
		必須 下記★職業・職務の内容 ↓○印で選択またはその他にご記入ください。 ☆ 事務従事者・サービス業・販売・技術者・医療・教員・主婦・退職者・学生・その他下記以外() ➡ 職種級別 A 自動車運転手・建設作業員・農林業作業員・漁業作業員・採鉱砕石作業員・木/竹/つる製品製造作業員 ➡ 職種級別 B			

NO	氏名&フリガナ(必須)	必須 生年月日:性別	必須 年齢	住宅の所在地 加入依頼者住所と異なる場合のみご記入ください。	★他の 保険契 約等(*)
		S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり
加入者(被保険者)	①	S / H / 19 ____年 ____月 ____日 性別 : 男/女	歳		あり

該当する方のみご記入ください

他の保険契約等(*) 具体的な内容をご記入ください。

(*)他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	商品名	満期日(補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額)(万円)

＜重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)＞

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

注意喚起情報のご説明

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、パンフレット等をご参照ください。なお、被保険者またはそのご家族が、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご参照ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプなどによって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は: :東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日24時間)

☎0120-119-110

「事故は119番-110番」

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になります。

(社)日本損害保険協会

保険会社との間で問題を解決できない場合は、「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。

☎0120-107-808

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からは

03-3255-1306をご利用ください。

受付時間:平日午前9時～午後6時

(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご参照ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

- ・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日(※)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日(※)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

- (※)ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

2. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お

支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

3. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年(※)を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

(※) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご参照ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご参照ください。

5. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご参照ください。

6. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額などすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

7. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

8. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
(※) 携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品一式特約付帯動産総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・事故の発生した敷地内の見取図
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- <ヨット・モーターボート総合保険の場合>
- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

9. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご参照ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 など	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルフ保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険 など	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80% (注1)	80% (注1)
所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険 など 保険期間1年超の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険 など	90% (注2)	90% (注2)

(注1) ご契約者が個人・小規模法人(*)・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りません。)をいいます。

(注2) 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合

<個人情報の取扱いに関するご案内>

ご契約者である企業または団体は引受保険会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- ※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<保険に関するご意見・ご相談先>

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-2009年12月作成

<2010年4月1日以降始期契約用>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

【募集する商品に応じて記載いただく事項】

- 『傷害保険(*)のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
 - 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しく記載されていますか？
- (*)対象となる種目と、各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
 - 対象となる種目:普通傷害保険
 - 職種級別Aに該当する方:
「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方
 - 職種級別Bに該当する方:
「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)
- 保険期間・払込方法について、ご確認いただきましたか？
- 過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことの有無について、加入依頼書に正しく告知いただいていますか？

【種目共通事項】

- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-2009年12月作成

<2010年4月1日以降始期契約用>